

## 基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう

### 関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

### 関連する SDGs



### 現状と課題

○市民アンケート調査では、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がいるかについては、約2割が「いない」となっており、女性に比べ男性で多く、単身の方が多くなっています。自ら相談しにくい方や単身の方への気づき、専門機関へつなげる体制が求められます。また、「相談に行く時間を作れない」「相談できる相手や窓口がそばに無い」など、既存の窓口相談の形式に合致しないニーズの存在がうかがえます。

○福祉サービス提供者調査では、新型コロナウイルス感染症により活動に影響が多く見られました。今後もコロナの影響が継続することが見込まれる中、持続的な活動に向けた体制づくりや支援のあり方を検討していく必要があります。

○ひきこもりや 8050 問題など多様化、複雑化する課題への支援やアウトリーチによる課題の早期発見・支援が課題となっています。

### 施策の方向

多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。

## 目指す地域像

市民同士の助け合いや行政との協働により、地域の課題が解決される住みよい地域

## 目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重層的な相談支援体制を整備し、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>○アウトリーチによる課題の早期発見と支援を図ります。</li> <li>○地域に根差す人材を育成します。</li> </ul>
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な関係機関や行政の相談窓口を把握しましょう。</li> <li>○地域の課題を解決するため、地域での話し合いや活動の場に参加しましょう。(再掲)</li> <li>○困りごとを抱えている場合は、関係機関や行政に相談してみましょう。</li> <li>○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。</li> </ul>

## 目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
自治推進委員会の開催回数	6回	6回	6回
創業支援・ビジネス支援事業参加者数 (まちひとしごとと同じ)	316件	—	400件
自治連合会事業延べ参加団体数	178団体	—	200団体
わがまち学習講座受講者数	講座実施せず	—	100人
地域子育て支援拠点における相談件数	1,136件	—	1,250件
多摩市地域子育てサポーター養成講座 の延べ参加人数	162人	—	200人
民生委員・児童委員人数(4月1日時点) (再掲)	89人	94人	112人
他部署・他機関からの相談数 (生活福祉課)			

公民館講座の開催数	3事業	3事業 (8/31 現在)	3事業
-----------	-----	------------------	-----

## 施策（1）重層的な支援体制づくりの推進

### ①包括的な相談支援の整備

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向・性自認（SOGI）に関する悩みや課題を抱えている当事者やその周囲の人を対象にした「LGBT 電話相談」を実施します。（第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 No.21）</li> <li>DV 等の暴力や生活、健康など女性を取り巻く様々な悩みや課題に関する「女性を取り巻く悩みなんでも相談」を実施し、解決に向けたエンパワーメントを行います。（第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 No.65）</li> <li>犯罪による被害は誰にでも起こり得ることであり、被害を受けた後も、住み慣れた地域で安心して暮らすために、支援が必要な方につなげるよう、民生・児童委員等地域で活動する住民、事業者、学校等に窓口の周知を図ります。</li> </ul>	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援拠点において、子育てについて気軽に相談ができ、親子の仲間作りや子育ての情報を得ることができる「子育てひろば」を実施することで、身近に相談できる環境を整えます。また、子ども家庭支援センターの「子どもと家庭に関する総合相談」において、複合的な課題を抱えている相談者及びヤングケアラー等の新たな課題を抱えている家庭について、関係機関と連携しながら支援を行います。</li> </ul>	子育て支援課 （子ども家庭支援センター） 児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> <li>青少協地区委員会では、地域で活動している様々な団体・個人の方が役員として関わっています。定期的な役員会・定例会を開催し、情報の発信・提供を受け、情報共有を進めます。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など利用者が不安を覚えないような環境を作りながら、子育てマネージャーが気軽に相談に応じるとともに情報提供を行う子育てひろばの運営を行います。</li> </ul>	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の相談・申請のために訪れる人の抱える様々な悩みや生活上の問題を相談者と一緒に整理し、他部署、他機関との連携を図りながら、利用できる施策や制度を案内します。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を包括的に行うため、地域子育て支援拠点施設をはじめ保育所等の子育て支援施設等関係機関との連携強化により、支援が必要な家庭を早期に発見し、早期支援に繋がる体制を引き続き構築していきます。</li> </ul>	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議等を活用し、関係機関と連携して相談体制の構築に努めます。また、地域包括支援センターと高齢者見守り相談窓口において、市民が気軽に相談できる、包括的な相談支援の整備を推進します。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の申請等のために訪れる人の主訴に応じて、地域包括支援センター等の相談窓口を案内します。</li> </ul>	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所の窓口に加え、委託事業で地域活動支援センター（のーま、あんど）及び就労支援センターを設置して相談を受け付けます。</li> </ul>	障害福祉課

<ul style="list-style-type: none"> <li>複合的な課題を抱えている障がい者・児については、窓口等で主訴を確認、整理し、担当の部署につなぎます。</li> <li>発達に関する相談について、発達支援室・教育センターの「発達・教育初回相談窓口」を様々な関係機関に周知します。</li> </ul>	
--	--

## ②アウトリーチによる課題の早期発見と支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもと家庭に関する総合相談」において、子ども家庭支援センターのケースワーカーが、支援が必要な家庭へ訪問によるアウトリーチ活動を行うとともに、関係所管課および地域の関係機関と日頃から情報共有等を行い、必要時相談や支援につながるよう連携を図ります。</li> </ul>	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者世帯の抱える課題等について関係部署・機関と連携して対応します。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を包括的に行うため、必要に応じてアウトリーチを行い、関係機関との連携を図るとともに、早期支援、早期対応、継続支援に繋がる取組を引き続き行っていきます。</li> </ul>	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口、第2層生活支援コーディネーター（地域福祉コーディネーター）等を配置し、支援が必要な人の早期発見に努めます。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業所は、介護保険サービスの提供を通して支援が必要な人の早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して支援につなげます。</li> </ul>	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口等で相談を受けた際、本人だけでなく家族状況も聞き取り、世帯全体の課題の把握に努めます。必要であれば他の部署への情報提供や、連携により支援します。</li> <li>発達に課題があるケースについて、医療・保健・学校等の関係機関と連携し、早期発見を行い、必要な支援やアウトリーチを行います。</li> </ul>	障害福祉課

## ③重層的な支え合いのネットワークづくり

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩市自治連合会で行ったアンケート調査結果を踏まえ、多摩市自治連合会の事業である合同部会において、自主防災や高齢者の見守りなど地域課題を取り上げ、情報共有を行います。</li> </ul>	コミュニティ・生活課
<ul style="list-style-type: none"> <li>来館者との信頼関係を築く中で、課題を把握し、支援します。また必要に応じて関係機関と連携し、支援を実施します。</li> </ul>	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口・第2層生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の仲間づくりやボランティア活動を支援し、住民同士の支え合いや見守り活動等を促進します。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員地区連絡会に出席し地域の状況についての情報交換や、障がい者・児の見守り体制について意見交換を行います。(再掲)</li> </ul>	障害福祉課

## 施策（２）地域を支える人材・組織の育成強化

### ①地域課題解決に向けた人材の配置

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民による地域活動の強化に向けて、住民同士の活動をつなぐ等の役割を担う地域福祉コーディネーターを、多摩市社会福祉協議会によりコミュニティエリアごとに配置し、地域福祉推進委員会の運営支援、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会への協力、地域担当職員との連携によって課題を抱える人を関係機関につなげるなど、地域生活課題、制度の狭間にある課題の解決に向けた取り組みを支援します。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口、第２層生活支援コーディネーター等を配置し、支援が必要な人の早期発見に努めます。</li> </ul>	高齢支援課

### ②地域の多様な主体と連携した人材育成の推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和５年度以降についても引き続き創業・経営相談による相談支援のほか、志創業塾・経営塾・異業種交流会など、ソフト事業の実施により創業支援・ビジネス支援を行います。</li> </ul>	経済観光課
<ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）地域委員会構想の３つの柱「支える」「つなぐ」「掘り起こす」の「掘り起こす」の１事業として、関係課と連携して講座を実施し、地域活動の担い手を養成します。</li> </ul>	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援センターにおいて、多摩市地域子育てサポーター養成講座など、地域で子育て支援活動を行う者を養成する研修を実施し、人材育成の推進を図ります。</li> </ul>	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な福祉分野での活動につながる人材の発掘、確保を推進します。</li> <li>多摩市社会福祉協議会をはじめ地域の多様な主体と連携し、各種講座等の開催や、講座修了者による自主グループ活動の支援、起業の支援等を通じて、地域を支える担い手の養成を支援します。</li> <li>福祉を支える人材育成に関する講座等の開催及び情報収集と発信を行います。また、これまで興味をもたなかった層にもボランティアや市民活動に取り組んでもらえるよう、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能強化に向けた取り組みを充実します。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制整備事業による生活サポーター養成講座を実施し、住民主体の訪問型サービスの担い手を養成します。また、TAMAフレイル予防プロジェクト（TFPP）において、高齢者のフレイル度チェックを行うとともに、担い手となる高齢者の発掘と行動変容に向けた働きかけを行います。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩市版地域包括ケアシステムの構築に向けた考え方に基づき、横断的相談・支援体制をつくるとともに、障害に対する理解促進を図ることで、ボランティアや隣近所による日常の見守り・支援などの体制づくりを進めます。</li> </ul>	障害福祉課

<ul style="list-style-type: none"> <li>講座終了後のアフターサークルの支援や市民団体への支援のほか、福祉に関わる講座を開催し、福祉を支える人材育成に取り組みます。</li> </ul>	公民館
---	-----

### ③市の地域福祉に関する施策の企画・推進機能の強化

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の実現のため、関連したモデルエリアでのエリアミーティング等の取組みの拡大、またそれに向けた住民向けPR、中間支援業務委託、各種例規整備などを目指します。</li> </ul>	企画課

## 基本施策5 困難を抱える当事者や家族を見守り・支え

る

### 関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

### 関連する SDGs



### 現状と課題

- 障害のある人など、条件に合った就労の機会が得にくいのが現状です。地域の関係機関・企業・事業所等と連携し、就労機会の拡大を図る必要があります。
- 障害のある人やその家族をはじめ、様々な困難をかかえる人たちが気軽に相談できる場や機会は限られています。誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る必要があります。

### 施策の方向

困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。

### 目指す地域像

困難を抱える人に気づき、見守り、誰も取り残されない地域

## 目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労機会の確保に向けた支援をします。</li> <li>○困難を抱える当事者の見守り、支援体制の充実を図ります。</li> <li>○関係機関と連携し、当事者や家族に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から地域における関係づくりに取り組みましょう。</li> <li>○インターネット、公報、会報、地域の掲示板など、様々な媒体を活用し、普段から、福祉に関する情報の入手を心がけましょう。</li> <li>○困りごとを抱えている場合は、関係機関や行政に相談してみましょう。(再掲)</li> <li>○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。(再掲)</li> </ul>

## 目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
民生委員・児童委員人数（4月1日時点）（再掲）	89人	94人	112人
「多摩市 DV 防止及び被害者保護に関する連絡会」の開催回数	年1回	年1回	年2回 (令和12年度目標)

## 施策（１）当事者や家族への理解の促進

### ①就労機会の確保等の支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者で、特別な支援等が必要なく就労・就職活動が可能な方については、生活福祉課の就労促進指導員と面談を行いながら就労支援を行います。</li> <li>就労に対して課題がある方については、しごと・くらしサポートステーションで行っている「就労準備支援事業」に繋げ、日常生活・社会的な自立も含めて支援を行います。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援センターを中心に、一般就労や就労先での定着のための相談を実施します。また、引き続き障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を実施するとともに、同事業の体験実習においては、障がい者手帳を所持していないが障がいの疑いのある方についても、引き続き支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課

### ②障がい等への理解の促進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和２年７月に制定した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用、市民協働による障がい者美術作品展の開催等、障害理解・差別解消の取組を推進します。また、障がい者差別解消支援地域協議会で更なる取組を検討します。（再掲）</li> </ul>	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者・外国人などを理由に、地域のイベントに参加できないことがないよう、事業を検討していきます。また、地区委員会会長会やこども１１０番の講演会には、手話通訳及び要約筆記をつけることで、意思疎通支援事業への理解を促進します。（再掲）</li> </ul>	児童青少年課

## 施策（２）地域の見守り・支援の充実

### ①日頃からの見守り・支援体制の整備・充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員・児童委員による訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。</li> <li>• 民生委員・児童委員と地域包括支援センターが連携して高齢者の見守りを行うことで、平時だけでなく災害時等の支援が円滑に行える体制を整備しています。</li> <li>• 地域で活動する民間事業者と「多摩市地域見守り活動協定」を締結し、声かけ等を通じて地域の見守りと異変の早期発見、支援へとつなげていく仕組みをつくります。</li> </ul>	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活保護受給者のうち、様々な理由により自らの財産管理を行うことが困難な方を対象として、「生活保護受給者金銭管理支援事業」を実施します。</li> <li>• 現行の成年後見制度の対象外となってしまう方たちに対し、生活費を含む財産の管理や支払関係の諸手続きをサポートすることで、生活保護受給者の安定生活の維持、自立の促進を図ります。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者見守り相談窓口において実態把握調査を行い、見守りが必要な人へ見守り協力員等による見守りを提供し、住民による地域の見守り体制の構築を行います。また、見守りキーホルダーや行方不明情報メール登録、緊急通報システム等を通じて、緊急時に迅速に確認できる体制を整えます。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時要支援者リストを、防災安全課を通して警察・消防所へ提供するとともに、南多摩保健所との情報共有、連携を行い、在宅人工呼吸器使用者の災害時支援計画の作成を行い、今後も災害時支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	防災安全課 障害福祉課

## 施策（3）当事者や家族への情報提供・相談支援

### ①地域の関係機関と連携した情報提供・相談支援体制の充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会」の実施：定期的 に開催し、被害者の安全確保に向けて関係機関と連携体制を強化 します。また、相談において緊急性が高い場合などには、国や都 等の機関と連携して対応します（第4次多摩市女と男がともに生 きる行動計画No.63）</li> </ul>	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校や幼稚園保育園等の所属機関や地域子育て支援拠点、 児童館等と要保護要支援児童について、随時情報提供や共有を行 い、児童虐待の早期発見と必要な支援につながるよう連携を図り ます。また、校区别連絡会等の地域の会議に参加し、早期に相談 につながるよう連携を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活動する住民、事業者等と行政機関の連携によって、適切 な情報提供や支援を行います。</li> <li>民生委員協議会および部会活動を通じて、民生・児童委員や身 体・知的障がい者相談員が適切な福祉サービス及び関係機関につ なげるために必要な情報を提供します。</li> </ul>	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>民生・児童委員に生活保護制度の周知を図り、被保護者支援につ いて連携を行います。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの総合相談の中で、高齢者への制度やサー ビスや地域資源に関する情報を提供します。また、認知症等への 正しい知識の普及啓発を行っていきます。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体・知的障がい者相談員との情報交換会を開催し、相談員同士 の情報共有や市からの情報提供を実施します。また、民生委員地 区連絡会に出席し情報交換、情報提供を行います。（再掲）</li> <li>多摩市版地域包括ケアシステムの構築に向けた考え方にに基づき、 横断的相談・支援体制をつくとともに、障害に対する理解促進 を図ることで、ボランティアや隣近所による日常の見守り・支援 などの体制づくりを進めます。（再掲）</li> </ul>	障害福祉課

## 基本施策6 多様な支援を推進する

### 関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

### 関連する SDGs



### 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない経済状況等も激変していることから、これまで以上に悩みを受け止める仕組みの早急な充実が求められます。
- 近所付き合いが希薄化している中、孤立することによって、自殺やひきこもりのリスクが高まることが懸念されています。
- 成年後見制度について、事前に理解を深めておくことが重要であり、当事者や家族などへ、様々な機会を通じた普及・啓発が必要です。
- 犯罪をした人の再犯率が高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた理解の普及・啓発が重要です。
- 多摩市では差別解消条例、子ども・若者条例、パートナーシップ制度の制定、インクルーシブ社会の実現に向けた取組など、弱者を守り、多様性を尊重するまちづくりを推進しています。今後これら条例等の周知をはじめ、多様な支援を推進する必要があります。

### 施策の方向

生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取組をはじめ、防災・防犯体制の強化や多様性の尊重・ユニバーサルデザインなど、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。

## 目指す地域像

個人の権利が尊重され、誰もがいきいきと参加できる地域

## 目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者や若者等の自立支援を推進します。</li> <li>○自殺を防ぐため、悩みを相談できる体制の充実を図ります。</li> <li>○子ども・若者の権利を保障し、活躍への支援を行います。</li> <li>○災害時の支援体制の充実を図ります。</li> <li>○（再犯防止推進計画関連）</li> <li>○国籍、障害の有無、性的志向などを問わず尊重されるよう、意識啓発や情報提供を行います。</li> </ul>
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。（再掲）</li> <li>○災害時の行動について把握しましょう。</li> <li>○地域の自主防災組織の活動を理解し、積極的に参加しましょう。</li> <li>○認知症や虐待、成年後見制度などに関心を持ち、権利擁護について理解を深めましょう。</li> <li>○（再犯防止推進計画関連）</li> <li>○外国人、性的少数者への理解を深めましょう。</li> <li>○障害及び障がい者に対する理解を深め、差別の解消および共生社会を実現しましょう。</li> <li>○子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重しましょう。</li> <li>○子ども・若者を見守り、ともに活動し、支援を行うよう努めましょう。</li> </ul>

## 目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
自主防災組織の組織数	183 組織	—	206 組織
防災訓練等の実施回数	1 件 （感染症対策のため市民参加なし）	2 件	2 件
市民や事業者を対象にした男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまち	年1 事業	年1 事業 （令和4年 10 月実施予定）	年1 事業以上

づくりの推進に向けた啓発事業の実施回数。			
性的指向や性自認（SOGI）に関する意識啓発事業の実施回数	年4事業	年0事業	年2事業 （令和12年度 目標）
ゲートキーパー養成数	1,846人	—	2,280人

## 施策（１）生活困窮者・支援が必要な若者等への支援

### ①生活困窮者・支援が必要な若者等の自立支援の推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりに関する講演会を開催し、情報提供や支援機関の紹介等を行うことにより、若者の自立及び社会参加の促進を図ります。</li> <li>子ども・誰でも食堂事業者等と定期的に交流し、食を通じた地域のコミュニティ形成を促進します。また、貧困世帯の子どもや孤食状態にある子どもをはじめ、広く市民に子ども・誰でも食堂に関する情報を発信します。</li> </ul>	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度は「第2のセーフティネット」として、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方を対象とし、自立相談支援事業や就労準備支援事業等の実施により対象者を支援します。</li> <li>生きづらさを抱える人、ひきこもり、ニート等様々な課題を抱える人などを対象とした、生活困窮者相談及び生活保護相談を行うとともに、対象者の状況に応じ訪問相談を行います。</li> <li>ひきこもり等で自立に悩みを抱える若者及びその家族等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供、適切な支援機関の紹介等を行うことにより、若者の自立及び社会参加の促進を図ります。</li> <li>多様化・複合化する地域生活課題の解決のため、行政、地域住民に加えて、「多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）」を通じた学習会や意見交換会、ネットワークを活かした連携・協働の取組を進めます。（再掲）</li> <li>フードドライブなど「食」の支援を通じた生活困窮世帯の支援を行い、ネットワークの拡充を図ります。（再掲）</li> </ul>	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者世帯に対して、小学4年生～高校3年生の学習塾等の費用、大学等受験料等を支給し、自立に向けた支援を行います。</li> </ul>	生活福祉課

### ②移動・住まいの支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩市居住支援協議会を通じて、居住支援相談窓口等により、高齢者、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けた支援の充実を図ります。</li> </ul>	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型交通について、多摩市の地域特性等を勘案し、実施手法について検討します。</li> </ul>	道路交通課

## 施策（２）自殺対策の推進

### ①自殺予防の推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向や性自認（SOGI）による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。（第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 No.8）（再掲）</li> </ul>	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもと家庭に関する総合相談」において、子ども家庭支援センターのケースワーカーが、支援が必要な家庭へ訪問によるアウトリーチ活動を行うとともに、関係所管課および地域の関係機関と日頃から情報共有等を行い、必要時相談や支援につながるように連携を図ります。（再掲）</li> </ul>	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対し、状態が深刻化する前の早期発見や、複合的な課題を抱えたケースへの対応などにより、自殺の予防を推進します。</li> <li>子どもの自殺予防については、教育委員会、学校と連携して対策を推進します。</li> <li>自殺（自死）は、多数且つ複合的な要因が背景にあり、それが連鎖して引き起こされ、追い込まれることで、死に至ると言われています。様々な課題を抱えて死に追い込まれようとしている人を支援するため、「いのちとこころのサポートプラン」（多摩市自殺対策推進計画）に基づき、生きることの包括的な支援として自殺の予防を推進します。</li> <li>「いのちとこころのサポートプラン」において、全ての自治体が共通して取り組むべき「基本施策（5 施策）」に、多摩市の実態を踏まえ優先されるべき国が示した「重点施策（4 施策）」を付加し、さらに「生きる支援関連施策」を実施します。</li> <li>地域のゲートキーパーの養成に努め、自殺のサインに早期に気づき、地域全体で自殺予防につなげていきます。</li> </ul>	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者世帯の抱える課題等について関係部署・機関と連携して対応します。（再掲）</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口、第2層生活支援コーディネーター（地域福祉コーディネーター）等と連携し、高齢者の閉じこもりを防止していきます。</li> </ul>	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口等で相談を受けた際、本人だけでなく家族状況も聞き取り、世帯全体の課題の把握に努めます。必要であれば他の部署への情報提供や、連携により支援します。（再掲）</li> <li>発達に課題があるケースについて、医療・保健・学校等の関係機関と連携し、早期発見を行い、必要な支援やアウトリーチを行っています。（再掲）</li> </ul>	障害福祉課

## 施策（３）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

### ①成年後見制度利用促進検討会議

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用促進を検討するため、消費生活等他分野との連携により、庁内外横断的に周知する仕組みの構築を目指します。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

### ②権利擁護意識の醸成と普及啓発

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや高齢者、障がい者・児等への身体、経済的虐待等による権利の侵害等の早期発見、また、本人・関係者が早期の段階から任意後見制度や補助・保佐・後見人等必要に応じ選択することができるよう市民の権利擁護意識の普及啓発に取り組みます。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者に対し、必要があるときは「福祉サービス利用援助事業」、「成年後見制度」を案内します。</li> </ul>	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な方には多摩市社会福祉協議会権利擁護センターの紹介や連携を行います。また権利擁護センターと共催で「成年後見のつどい」を開催し、制度の周知を図ります。</li> </ul>	障害福祉課

### ③相談機能の充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力が十分でない方、身体障がいや高齢で支援が必要な方からの相談に対して、福祉サービス利用援助事業を活用して日常的な金銭管理や福祉サービスの利用や、成年後見制度を活用し、判断能力に応じた支援を行います。</li> <li>引き続きアウトリーチを行い、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

### ④成年後見ニーズ・候補者検討の場の設置

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議・ケースカンファレンスなど既存の会議体を活用し、後見の必要性を判断したり、ふさわしい候補者を推薦したりする場を設置します。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

### ⑤モニタリング

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>後見にならなかった対象者に対し、将来を見据えたモニタリングを実施します。また、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターにおいて、個々の状況を把握し、地域包括支援センターや、障がい者地域活動支援センター等関係機関への情報提供を行いながらモニタリングしていく体制を整備し、成年後見制度利用後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います。</li> </ul>	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

### ⑥首長申立てに関する後見等候補者検討委員会の設置

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>首長申立の必要性を市として組織的に慎重に検討し、その是非を判断する場、及びふさわしい候補者の推薦を決定していく場を設置します。</li> </ul>	福祉総務課 (多摩市社会福祉協議会)

#### ⑦地域連携ネットワークの構築

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市で構成する「多摩南部成年後見センター」が広域的な中核機関としての役割を担いつつ、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターを多摩市の地域連携の要としての中核機関に位置づけ、後見人等を支援するチームづくり、チームへの支援を行っていく地域連携ネットワークを引き続き構築します。</li> </ul>	福祉総務課 (多摩市社会福祉協議会)

#### ⑧被後見人等への助成制度の充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>資力のない被後見人等に対し、現状の報酬助成制度の継続と、今後の市民ニーズに対応した助成制度について検討します。</li> </ul>	福祉総務課

#### ⑨地域の担い手の養成と権利擁護センターの機能充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見人の担い手として市民の役割が大きくなることを見込まれることから、「多摩南部成年後見センター」における市民後見人の養成、法人後見監督への支援を行います。また、日常生活自立支援事業から成年後見への移行検討への支援、親族後見人への支援、市民後見人の育成・支援、後見監督としての機能など、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターが果たす役割は今後大きくなるため、機能充実を図ります。</li> </ul>	福祉総務課 (多摩市社会福祉協議会)

## 施策（４）「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」

### の推進

#### ①子ども・若者のまちづくりへの参画と活躍への支援

取組の方向	担当
・「子どもと家庭に関する総合相談」において、相談者の状況や年代に応じて各関係所管課や医療、保健所等適切な支援へつなげます。（再掲）	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）
・「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を通じ、子ども・若者の権利について市民に広く周知・啓発を行います。 ・子どもの権利擁護に関する相談窓口の設置に向け、検討を進めていきます。	児童青少年課

## 施策（５）防災・防犯体制の強化と再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

### ①災害時の支援体制の整備・充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織、自治会、管理組合等において、避難行動要支援者一人ひとりを誰が支援してどこの避難所に避難するか等を予め決めておく、「多摩市避難行動要支援者避難支援個別計画」の策定を進めます。</li> <li>・ 福祉的避難所や福祉避難所の設営訓練を行います。</li> <li>・ 市内の福祉施設等と連携し、福祉避難所の拡充を図ります。</li> <li>・ 災害時に速やかに活動できるボランティアとの協力体制を構築できるように、災害ボランティアセンターが実施する訓練を支援します。（再掲）</li> <li>・ 誰もが快適に避難生活を送れるよう、平時から地域の防災について話し合う防災連絡協議会の設立支援を行います。（再掲）</li> </ul>	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事の際に、限りある医療資源を適切に分配するため、多摩市医師会等の関係機関と連携し、緊急医療救護所の運営訓練を行い、災害時の支援体制の整備をします。</li> </ul>	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護保険サービスが継続的に提供できるように、全ての介護保険事業所がBCPを策定し、地域住民の参加を得て訓練等を実施します。市は保険者として介護保険事業所に研修等を実施し、感染症や災害への対応力強化に向けて取り組みます。</li> </ul>	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業所等への情報収集、協議などを行ない、障がい者（児）の避難支援体制の整備を推進・二次避難所の拡充を検討します。</li> </ul>	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、感染症への対応や、高齢者や障がい者等の要配慮者を考慮した避難所運営訓練を実施するとともに、防災訓練等を通じて地域住民の防災意識の醸成を図ります。</li> </ul>	教育振興課

### ②防災・防犯活動の普及・啓発

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災安全課と連携して、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進に向けて、市民や事業者に意識啓発や情報提供を行います。（第４次多摩市女と男がともに生きる行動計画No.53）</li> </ul>	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災安全課と連携し、介護保険事業所を通して「簡易防火防災診断」の周知を行うほか、被保険者への通知に合わせて「自動通話録音機」の周知をする等、防災・防犯活動の普及・啓発を行います。</li> </ul>	介護保険課

### ③地域の防災・防犯活動への支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 比較的多くの方が容易に参加できる安否確認訓練の実施を推奨し、より多くの市民が防災活動に参加できる体制を整備します。</li> <li>• 新規結成した自主防災組織に対し3年間の補助金を助成するとともに、防災用物品を支給します。また、合同訓練に対する費用を助成することにより自主防災組織の活動を支援します。</li> <li>• 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や市民防災講演会の実施等を通じて、防災知識の普及啓発を実施します。</li> <li>• 自主防災組織が行う避難行動要支援者の個別計画の作成に対し、補助金を支給するとともに、地域が自主的に行う要支援者台帳の作成、管理・更新についても支援します。</li> <li>• 防犯に関する資機材の無料貸し出しを行なう等、地域団体の防犯活動を支援します。</li> </ul>	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各小学校のこども110番活動を支援し、警察を中心とする行政庁との情報交換や連携を進めます。また、地区委員会ごとの防犯活動や、その他市民団体による自主的な防犯活動について支援を行います。</li> </ul>	児童青少年課

### ④再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再犯防止推進計画の認知度の向上や再犯防止に関する意識啓発に取り組めます。</li> </ul>	福祉総務課

## 施策（6）多様性の尊重・ユニバーサルデザイン

### ①共生社会の実現に向けた取組の推進（「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」関連）

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月に制定した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用、市民協働による障がい者美術作品展の開催等、障害理解・差別解消の取組を推進します。また、障がい者差別解消支援地域協議会で更なる取組を検討します。（再掲）</li> </ul>	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者・外国人などを理由に、地域のイベントに参加できないことがないよう、事業を検討します。また、地区委員会会長会やこども110番の講演会には、手話通訳及び要約筆記をつけることで、意思疎通支援事業への理解を促進します。（再掲）</li> </ul>	児童青少年課

### ②ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報のバリアフリー化の推進にあたり、障害の状態に応じた情報発信・提供を行うとともに、手話や要約筆記のコミュニケーション支援による情報保障に努めます。</li> <li>令和2年7月に制定した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の規定に基づき、事業者による合理的配慮の提供を促進するための取組を推進します。</li> </ul>	障害福祉課

### ③性的志向や性自認による差別や偏見の解消

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向や性自認（SOGI）による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。（第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 No.8）（再掲）</li> </ul>	平和・人権課

■ 健幸まちづくりの3つの柱との対応

	I 健幸的な生活の獲得支援	II 暮らしの安全・安心	III 世代の多様性を増やす
基本施策1	●		●
基本施策2	●	●	●
基本施策3		●	
基本施策4		●	●
基本施策5	●	●	
基本施策6	●	●	●

■ SDGsにおける17の目標の施策との対応

	1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション
	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
基本施策1	●		●	●	●			●	
基本施策2			●	●				●	
基本施策3			●		●			●	
基本施策4	●		●	●	●		●	●	●
基本施策5	●		●	●	●			●	
基本施策6	●		●	●	●			●	
	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段	
	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	
基本施策1	●	●				●	●	●	
基本施策2		●				●		●	
基本施策3		●						●	
基本施策4	●	●	●	●		●	●	●	
基本施策5	●	●						●	
基本施策6	●	●					●	●	